

建設業法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（施工体制台帳の記載事項等） 第十四条の二（略）</p> <p>2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 前項第二号口の請負契約及び同項第四号口の下請契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（作成特定建設業者が注文者となつた下請契約以外の下請契約であつて、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事を含む。第十四条の四第三項において同じ。）以外の建設工事について締結されるもの）に係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）</p> <p>二、三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（再下請負通知を行うべき事項等） 第十四条の四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 再下請負通知書には、再下請負通知人が第一項第三号に規定する</p>	<p>（施工体制台帳の記載事項等） 第十四条の二（略）</p> <p>2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 前項第二号口の請負契約及び同項第四号口の下請契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（作成特定建設業者が注文者となつた下請契約以外の下請契約に係るもの）にあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）</p> <p>二、三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（再下請負通知を行うべき事項等） 第十四条の四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 再下請負通知書には、再下請負通知人が第一項第三号に規定する</p>

他の建設業を営む者と締結した請負契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結される請負契約の請負代金の額に係る部分を除く。）を添付しなければならない。

他の建設業を営む者と締結した請負契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（請負代金の額に係る部分を除く。）を添付しなければならない。